



掲載された記事を当社の許可なく転載・複写することを禁じます。

19年4月からの雇用保険・社会保険改正

4月は、会社にとっても従業員にとっても給与に関する改正があります。影響の大きい改正内容についてチェックしていきましょう。10月以後も小幅ながら改正される予定です。

雇用保険料が下がります

4月より、給料から天引きされる雇用保険料が少なくなります。雇用保険料の料率が、以下のとおりに下がるためです。(農林水産・清酒製造・建設業については料率が異なります。)給与の締め日が、4月以後になる給与から適用されます。

	19年3月まで	19年4月から
会社負担分の保険料率	1.15%	0.90%
従業員負担の保険料率	0.80%	0.60%
合計保険料率	1.95%	1.50%

社会保険料(健康保険料)の改正

現在標準報酬月額、下限9万8千円、上限98万円となっていますが、平成19年4月より下限が5万8千円、上限は121万円となります。保険料の月額表もこれに応じて変更となります。給与計算ソフトをご使用の場合は、ソフトのバージョンアップが必要となります。

	19年3月まで	19年4月から
下限の金額	9万8千円	5万8千円
上限の金額	98万円	121万円

このため、月給が変わらなくても社会保険料負担が増え、手取額が減少するケースが生じます。なお、標準報酬月額の改定が必要な者について、社会保険事務所より標準報酬月額改定通知書が会社に届く予定です。

また、賞与につきましても改正があります。

賞与が支給された際の保険料は、標準賞与額(賞与支給額の1000円未満を切り捨てた額)に保険料率をかけて計算することとなっています。標準賞与額の上限は、これまで1回につき200万円を上限としていましたが、平成19年4月より年度の累計額540万円を上限とすることとなりました。

医療保障の増加を補う財源として、保険料の徴収額を増やすという我が国の考え方が、顕著に分かる改正(改悪?)です。

出産手当金の受給額の改正

産休中(産前6週間、産後8週間)も継続して、勤務先の健康保険に加入している女性(つまり出産しても、すぐには退職しない女性)には、出産手当金が支給されます。その支給額が増えることになりました。

イメージとしては、月給の66%が休んでいても貰えるということになります。

	19年3月まで	19年4月から
出産手当金の金額	標準報酬月額額の6割	標準報酬月額額の3分の2

ただし、この改正に伴い従来は支給対象となっていた退職後6ヶ月以内に出産した場合や、退職後に健康保険の任意継続被保険者となった場合については支給されないこととなりました。つまり、妊娠を期に退職するような場合には、支給できません。ただし、経過措置として、19年3月31日において出産手当金を受けていた、あるいは受けるべき状態である任意継続被保険者においては同年4月以降も支給されます。

被保険者資格の一本化（平成19年10月1日より改正予定）

雇用保険の被保険者資格には、実は2パターンがあります。週の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間被保険者（主にパート・アルバイト）と、30時間以上の一般被保険者（正社員）に区分されています。この区分が19年10月より無くなり、一本化されます。

現在は、短時間被保険者が基本手当（いわゆる失業保険）を受給するには、退職前2年間に、賃金が支払われた日数が11日以上ある月が12ヶ月以上求められています。

この受給要件が変更されます。自己都合で退職する人は、最低1年は勤務していないと失業保険は貰えないことになる予定です。

< 自己都合による退職 >	19年9月まで	19年10月から
一般被保険者の受給要件	離職の日以前1年間に、賃金が支払われた日数が14日以上ある月が、6ヶ月以上あること。	離職の日以前2年間に、賃金が支払われた日数が11日以上ある月が、12ヶ月以上あること。
短時間被保険者の受給要件	離職の日以前2年間に、賃金が支払われた日数が11日以上ある月が、12ヶ月以上あること。	

なお、倒産や解雇等で離職した被保険者（自己都合退職ではない者）については、1年間に、賃金が支払われた日数が11日以上ある月が6ヶ月以上あれば、失業保険が受給できます。

教育訓練給付の受給要件の緩和（平成19年10月1日より改正予定）

資格取得など講座費用の一部を給付金として助成を受けられる制度が、雇用保険にはあります。厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、訓練施設に支払った経費の一定（割合）額がハローワークから支給されます。この制度が、下記のとおり改正される予定です。

	19年9月まで	19年10月から
雇用保険に3年～5年未満の加入している者	講座費用の20%を支給（上限10万円）	雇用保険に1年以上加入を条件に、講座費用の20%を支給（上限10万円）
雇用保険に5年以上加入している者	講座費用の40%を支給（上限20万円）	

5年以上の加入者は、10月以後は給付金が減ることになります。

文：奥田 正名